

00484

鳥取縣公報

昭和十六年六月三日
第千二百三十八號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

◇鳥取縣告示第四百四十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年六月三日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

(一) 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣穀物商業組合聯合會
鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會

(ロ) 地 區 鳥取縣一區

(二) 構成員タル資格

地區内ニ於ケル穀物關係商業組合及系統產業組合

(三) 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルべき額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

鳥取縣公報 每週 曜日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十六年六月三日 第千二百三十八號

(昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可)

一

00485

品名	規	格	單位	販賣價格	備	考
層米	一升ノ重量三百五十匁以上ノモノ		一升當リ	〇、三三		
同	同 三百五十匁未滿三百三十匁以上ノモノ		同	〇、三〇		
同	同 三百二十匁未滿ノモノ		同	〇、二五		
(一) 俵以等包裝ヲ爲シタルモノト雖モ總テ内容量ノ價格ニ依ルモノトス (二) 本表價格ハ賣主ノ店先又ハ發驛ノ一ル乘渡價格トス (三) 實施ノ日 昭和十六年六月三日 (四) 認可ニ附シタル條件 (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ (ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ						
◇鳥取縣告示第四百四十九號 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通加工賃ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス 昭和十六年六月三日 鳥取縣知事 八 田 三 郎						
(一) 組合ノ名稱及地區 鳥取縣木材業組合聯合會 (イ) 名 稱 鳥取縣木材業組合聯合會 (ロ) 地 區 鳥取縣一圓						

00486

種 別	單 位	製材質	備	考
(二) 構成員タル資格 地區内ニ於ケル木材ノ生産又ハ販賣ニ關スル業者ノ組織スル團體 (三) 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日 (イ) 額				
(一) 杉材ノ部 (1) 板 類 (一間モノ)				
並四分板	製品一坪	圓		
同六分板	同	〇、三〇		
正五分板	同	〇、三三		
同六分板	同	〇、三七		
同七分板	同	〇、四〇		
同八分板	同	〇、四四		
同九分板	同	〇、四七		
同一寸板	同	〇、五三		
同一寸二分板	同	〇、五八		
同一寸二分板	同	〇、六六		
(イ) 長一間モノ、場合ハ本表價格ノ一割増シ長半間モノ、場合ハ本表價格ノ六割長四尺モノ、場合ハ本表價格ノ七割長五				

(ロ) 尺モノ、場合ハ本表價格ト同額トス
前各項ヲ基準トシ

丸太挽ノ場合ハ一割引キ
下見板斜面板ノ場合ハ三割増シ
桁板ノ場合ハ五割増シトス

(2) 挽角類(二間モノ迄)

製品一才ニ付 一錢五厘

(3) 挽割類(二間モノ迄)

製品四才以上ノモノ 一才ニ付 二

同 四才未満ノモノ 同 三

(4) 一間物通り挽

最小徑一尺迄ノモノ 尺ニ付 二十五錢

同 一尺五寸迄ノモノ 同 三十五錢

同 二尺迄ノモノ 同 四十五錢

同 二尺五寸迄ノモノ 同 六十錢

同 三尺迄ノモノ 同 八十錢

(二) 松材栗材檜材ノ部

杉材ニ於ケル各項價格ノ二割増シトス

(三) 檜材・樺材・櫻材・其他之ニ準ズル堅木材ノ部

(四) 齒板ノ部

杉材ニ於ケル各項價格ノ五割増シトス

厚齒 一足分(幅三寸五分・長一尺八寸) 一 錢

薄齒 一足分(幅三寸五分・長一尺八寸) 一 錢

(五) 長物(二間ヲ越ユルモノ)ハ一間ヲ増ス毎ニ一才ニ付五厘上トス

曲物(長一間ニ付末口ノ半徑以上曲リタルモノ)ヲ素材ノ形ニ製材スル場合ハ前各項ノ五割増トス
但シ枕木ニ限り二割増トス

(六) 製材機賃賃料

時間挽一時間ニ付

帶 鋸 四圓八十錢

丸 鋸 三圓

但シ高速度並ニ自動送材車付ハ五割増トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年六月三日

(四) 認可ニ付シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

00489

鳥取縣告示第四百五十號

度量衡法施行令第十四條ニ依リ東伯郡内度量衡器計量器第一種取締左ノ通執行ス

昭和十六年六月三日

検査期日	器物提出時限	鳥取縣知事	検査執行區域	検査執行場所
昭和十六年六月十七日	自午前九時半 至午後三時	鳥取縣知事	矢送村 南谷村 山守村	矢送村特設度量衡検査所
六月十八日	同	同上	同上	同上
六月十九日	同	同上	同上	同上
六月二十日	同	同上	同上	同上
六月二十一日	同	同上	同上	同上
六月二十三日	同	同上	同上	同上
六月二十四日	同	同上	同上	同上
六月二十五日	同	同上	同上	同上
六月二十六日	同	同上	同上	同上
六月二十七日	同	同上	同上	同上
六月二十八日	同	同上	同上	同上
六月三十日	同	同上	同上	同上
七月一日	同	同上	同上	同上
七月二日	同	同上	同上	同上

00490

鳥取縣告示第四百五十一號

因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依リ生産検査ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十五年十一月二十九日ヨリ同十六年三月十日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査場ニ牽付クベシ

昭和十六年六月三日

検査期日	検査區域	鳥取縣知事	検査場所	牽付時刻
七月三日	同	同上	同上	同上
六月四日	八頭郡下私都村一圓	鳥取縣知事	下私都村大坪	午後一時
六月五日	國英村	同上	賀茂村郡家	午後九時
六月六日	國中村	同上	國英村山手	午前九時
六月七日	大御門村	同上	國中村石田百井	午前九時
六月九日	大伊村	同上	準村見槻中	午後八時
六月十一日	丹比村	同上	大御門市市谷	午後一時
六月十三日	散岐村	同上	大伊村並上	午後九時
六月十四日	八上村	同上	船岡家畜市場	午後九時
六月十六日	佐治村	同上	丹比村宮枝	午前九時
六月十八日	上私都村	同上	散岐村佐貫	午前九時
六月十八日	中私都村	同上	河原町河原	午後九時
六月十八日	中私都村	同上	八上村曳田	午後九時
六月十八日	中私都村	同上	佐治村加瀬木	午後九時
六月十八日	中私都村	同上	上私都村麻生	午後九時
六月十八日	中私都村	同上	中私都村下津黒	午後九時半

00491

鳥取縣告示第四百五十二號

米穀販賣高調査員左ノ通り異動アリタリ

昭和十六年六月三日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

一 囑託並解囑之部

擔當調査區域

職務執行ノ場所

囑託解囑年月日

囑託者 解囑者
中月 定利 杉原 忠夫
富田 嘉藏 山根 貞治

西伯郡日吉津村
西伯郡大高村

西伯郡日吉津村役場
西伯郡大高村役場

昭和十六年五月二十日
同

鳥取縣告示第四百五十三號

左ノ通養蠶實行組合ノ解散ヲ認可セリ

昭和十六年六月三日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

養蠶實行組合名

事務所ノ所在地

解散年月日

赤碕町第一養蠶實行組合

東伯郡赤碕町大字赤碕千六百九十二番地

昭和十六年四月二十六日

同 第二 同

大字赤碕千六百五十三番地

同 三月二十九日

同 第三 同

大字赤碕千五百八十一番地

同 四月十五日

同 第四 同

大字赤碕千五百一十番地

同 四月四日

00490

00492

鳥取縣告示第四百五十四號

價格統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第三項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年六月三日

鳥取縣知事

入 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣荒物商組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ荒物ノ販賣業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

同 第五 同	同	大字赤碕千三百三十一番地	同	四月六日
同 第六 同	同	大字赤碕四百四番屋敷	同	三月三十日
同 第七 同	同	大字赤碕六百八十七番屋敷	同	四月四日
同 第八 同	同	大字赤碕千五百五十六番地	同	四月六日
同 松谷 同	同	大字松谷三百五十三番地	同	三月三十一日
同 別所 同	同	大字別所二十五番屋敷	同	四月五日

00493

品種	規格	卸賣單位	金價額	小賣單位	金價額	備考
マオラン結束紐玉巻	百匁玉	百玉	六七、五〇	一玉	八一	愛知縣産
同	五十匁玉	同	三四、五六	同	、四二	同
同	二十匁玉	同	一四、〇四	同	、一七	同
同	十匁玉	同	七、五六	同	、〇九	同
艾	別上	一貫	五七、五〇	十匁	、七四	奈良縣産
同	上	一貫	四六、〇〇	十匁	、五九	同
同	中上	同	三四、五〇	同	、四四	同
同	中下	同	二三、〇〇	同	、二九	同
同	下	同	一一、五〇	同	、一五	同
同	拾錢袋	百袋	六、九〇	一袋	、一〇	同
同	箱入艾	百箱	一一、五〇	一箱	、一五	同
同	切艾	百包	一一、五〇	一包	、一五	同

本表卸賣價格ハ賣主店先渡價格トシ荷造費ヲ含ムモノトス
小賣價格ハ賣主店先渡價格トス
四 實施ノ日 昭和十六年六月三日
認可ニ附シタル條件
(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

00494

彙報

農作物作付 制限規則について

(農務課)

緊迫した現下の國際情勢に即應して、高度國防國家の確立に伴ふ主要食糧等の自給強化を圖ることはまことに、刻下喫緊の重要國策といはねばならぬ。これが爲には我が國內の農地を、確保すると共に、限られたる農地に於ける農業生産を、眞に國家の要請に向はしめる有効適切なる利用の方途を講ずることが必要である。

依つて政府は臨時應急の措置として、國家總動員法第十三條第一項及び第三項の規定に基いて、去る二月一日勅令第百十四號を以て「臨時農地等管理令」を公布し、即日施行されることとなりその施行細則も同日の農林省令第十一號を以て公布されたのであつた。しかし右の

管理令 は、「まづ農地潰廢に關する制限」として農地を耕作以外の目的に供すること、農地を耕作以外の目的に供するために所有權等の權利を取得しようとすることに對して制限の方途を定め、次に「耕作の強制」として、農地に對する耕作の強制、空地に對する耕作の強制等について強權を發動して耕作を強制し得る途を開くと共に、更に農地に於ける「作付の調整」をも規定せられてゐる。

たとひ農地が耕作の目的に供給されてはゐても、國家的見地に立つて考へる時は國家要求からいつて不要不急の作物といふべきものもあるわけであり、殊に現下の逼迫した食糧問題解決のためには、いはゆる重點主義に依つて國家の最も望んでゐる方面に向けるやう作付の調整を行ふ必要があるわけである。この

作付の調整 については、農林大臣又は地方長官は必要ありと認めた場合にはその農地の權利者に對して一般的に農作物の種類、地域その他の事項を指定して作付を制限又は禁止することとし(第十條第一項)、又、地方

00495

長官必要ありと認むる時は、特定の農地の権利者に對して農作物の種類その他の事項を指定してこれが作付を命ずることを得る(第十條第二項)ことになつてゐるのである。

本縣

に於ては今回、五月十三日付鳥取縣令第十九號を以て「農作物作付制限規則」を公布し、即日施行することとなつたのであるが、これは即ち右の臨時農地等管理令第十條第一項の規定によつて制定せられたものであつて、國家の要請に應じ、本縣に於ける農作物の作付を制限して主要食糧の増産に邁進せんとする企圖に出ずるものである。以下この規則の概要を説明することとする。

第一

に、農地の所有者、賃借人、永小作人、其の他權原に基いて農地を耕作することを得るもの(以下權利者と稱す)は、昭和十五年中の實績を超えてその「田」に、主作として稻以外の作物を作付することは出来ぬことになつた。即ち自己所有の田であると小作田であるとを問はず、その耕作する田に何人といへども昭和十五年の實績以上には主作として稻より外の作物を作付することはならぬのであつて、桑でも果樹でも西瓜でも、其の他芋芋、馬鈴薯、茄子等すべて稻以外の作物は、昨年實際作つた以上の面積に亘つて作付することを得ないことになつたのである。しかし

一 國又は縣に於て爲した割當に依つて栽培するとき
二 特別の事由に依つて知事の許可を受けたとき
三 旱害水害其の他已むを得ない事由あるとき
については除外されてゐる。

なほこの制限は「主作」としてであつて、裏作の作付はこの制限外であることは云ふまでもない。

第二

は「畑」に對する作付であつて、農地の權利者は當該畑に知事の指定する作物(第一種制限作物といふ)を新に作付することを得ないこととなつたのであるが、この知事の指定は五月十三日縣告示第三百九十八號によつてなされてゐるのであつて、その作物の種類は「果樹」、「桑樹」、「茶樹」、「庭木」、「マオラン」、「桐樹」、「竹」であり、その制限せられてゐる地域は鳥取縣一圓である。但し
一 自家用として作付するとき
二 同種の作物を田より畑に改植するとき
三 特別の事由に依り知事の許可を受けたとき
はこの制限から除外されてゐる。即ち販賣を目的とするものでなく唯自家消費用としての作付、又は從來田に作つてゐたのを改めて畑に作付する場合はこの限りでない。

第三

に、農地の權利者がその農地に、知事の指定する作物(第二種制限作物といふ)を、指定する「範圍」を超

00496

えて作付しようとするときは知事の許可を受けねばならぬことになつてゐるが、この第一種制限作物の種類は、同告示により

田に對しては 西瓜、甜瓜、藤蒲、花卉

畑に對しては 西瓜、甜瓜、花卉、苺

と定められて居り、これも制限地域は鳥取縣一圓である。又その作付制限範圍は同じく告示第三百九十九號を以て

水田に栽植を禁止するもの

西瓜、甜瓜、花卉

水田に昭和十五年中の作付面積の八割以内の作付を認めるもの

蒔蒲

畑に昭和十五年の作付面積の同等以内の作付を認めるもの

西瓜、甜瓜、花卉、苺

と定められてゐる。

但しこれも自家用として畑に作付する分はこの制限から除外されてゐる。

尙、煙草の栽培については關係官廳より勸勵されてゐるところであるが、これを田に作付することは主要食糧農作物確保の上に支障を來すことが大である爲、新に田に作付しないことは勿論、既に田に作付してゐるものも可及的速に畑に轉換するやう指導方

を農林省農政局長から通牒せられたので、其の旨五月二十七日付を以て各市町村長及び農會長宛移牒した次第である。
右の種々な制限のうち、特別の事由により知事の許可を受けて制限外の作付をなさうとする場合の

許可申請

の様式については、正規のものが定められてゐるから、この申請をなす場合は鳥取縣公報第千二百三十二號所載の様式(市町村役場備付)によつて作製し、右の「第一」「第二」の場合(第一號様式)は市町村農會長(農會の無い場合は町村長)を經由して知事に、「第三」の制限範圍を超えて作付しようとする場合の許可申請(第二號様式)はやはり市町村農會長を經由し「直接」知事宛に提出するのである。

以上今回制定された農作物制限規則の概要について記したのであるが、縣民各位は充分法令の趣旨を諒知して、努めて農地等管理令及び該作付制限規則の精神を體し、我が國現下の重要國策たる食糧増産の爲に協力せらるゝやう切望する次第である。

尙右規則に違反する場合は、國家總動員法違反の罪に問はれるものであるからよく注意せられたい。

×× ×× ××

食糧増産施策に關する 全部落の共進會開催

(農) 務 課

現下の緊迫せる國際情勢下に於ける重大且緊急の問題は、戰時下國民食糧の確保であつて、政府ではこれが對策として昭和十四年以來食糧増産計畫を樹立して種々の獎勵施設を講じ來り、本縣に於ても政府の計畫に順應してその生産計畫を樹立し、米・麥を始め甘藷・馬鈴薯・里芋等いろいろの食糧増産について施策を講じて居るのであるが、今回特に米穀増産計畫生産の完遂を圖る一方策として、縣主催を以て本年度新たに部落實行組合を單位とする耕種改善實踐増産共進會を郡市指導班地域に於て開催し、縣下全部落を出品せしめてその目的達成の完璧を期することとなつた。

- 一名 稱 耕種改善實踐増産共進會
- 二 出品單位 農集實行組合
- 三 審査方法
- (一) 市町村豫備審査

町村農會主催を以て耕種改善實踐増産共進會を開催し優良部落を郡に出品する。

(イ) 市町村農會に於ける審査方法
郡食糧増産指導部副部長を審査長とし、郡指導部員及び町村指導班員を審査員として審査する。

(ロ) 審査標準

- 1 部落に於ける米穀割當の適否
- 2 耕種改善標準、施肥基準並實踐計畫
- 3 實踐狀況
- 4 増産成績
- 5 組合の狀況

(二) 郡豫備審査

(イ) 町村農會の豫選を経たものを郡に出品し、郡擔當指導班長を審査長として、優良農事實行組合を縣に出品せしめる。

(ロ) 審査標準

町村豫選審査標準に準ずる。

(三) 縣審査

(イ) 縣食糧増産指導本部副部長を審査長とし、地域別等級を定める。

(ロ) 審査標準

町村審査標準に準ずる。

00498

(四) 褒 賞

(一) 知事實	壹點	三〇〇圓			
(二) 郡市別褒賞	壹等	一〇〇圓	貳等	參〇圓	參等
(三) 郡市別褒賞授賞點數	郡市別	一等	二等	三等	計
岩美・鳥取	一	二	三	六	
八 頭	一	二	四	七	
氣 高	一	二	四	七	
東 伯	一	三	六	一〇	
西伯・米子	一	三	六	一〇	
日 野	一	二	三	五	
計	六	一三	二六	四五	

◎進行旅病人

- 一 取 扱 者 北海道帶廣市長
 - 一 本籍並ニ住所 不 明
 - 一 氏 名 自稱 大江 喜作
 - 一 年 齡 推定 四十歳位
 - 一 人 相 特徴 身長五尺四寸位 體格瘦セタル方
 - 一 着 衣 顔面長 其ノ他特徴ナシ
 - 一 所持金品 ナシ
- 右ハ昭和十六年三月十四日ヨリ進行旅病人トシテ市立行旅病舎ニ收容セルモ白痴ナルタメ身寄ノ者調査方不能ナルモノナリ心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎行旅死亡人

- 一 取 扱 者 北海道札幌郡白石村長
- 一 本籍住所氏名職業 一切不詳、男、疑死體推定年齢五十歳位
- 一 人 相 顔稍長、鼻大、口眼並ニ眉毛太ク頭髮前方
稍長ク白髮散在ス
- 一 特 徴 右肘中ヨリ失切斷ス

00499

一 着 衣 黒スキー帽、毛糸タコ帽子、紺色オリーブ
茶色コイル天ノズボンヲ穿キ三菱物産株式
會社ノ印絆纏ヲ着用ス

一 所持金 品 黒革製臺口現金四圓七十四錢在中、木綿風
呂敷一枚

右ノ者昭和十六年二月二十七日札幌郡白石村大字白石村字旭町旭
町神社境内ニ於テ縊死ヲ遂ゲ居ルヲ發見セルモ身元不詳ニシテ引
取人無キヲ以テ厚別共同墓地ニ假埋葬ニ附セリ
心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎行旅死亡人

一 取 扱 者 函館市長

二 本籍住所氏名 不詳裸體ノ男兒死體 (生後八ヶ月位)

三 警察署ヨリ死
體ノ引渡ヲ受
ケタル年月日 昭和十六年三月二十七日

四 假埋葬年月日 昭和十六年三月二十九日假埋葬函館市山背
及場所 泊共同墓地

備 考 右ハ本松風町二ノ二附近下水溝ニ遺棄シアルモノナ
リ
心當ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎行旅死亡人

一 取扱者 北海道苫前郡羽幌町長

二 本籍、住所、氏名、職業、年齢
自稱 秋田縣以下不詳
無職 阿部 丈助 富四十八歳

三 相貌 丈五尺二寸位、中肉、丸顔、頭五分刈、色淺黒ク
外特徴ナシ

四 着 衣 黒色オリーブ、印判天二、白色セーター、メリヤ
スシャツ、メリヤズズボン下一、茶コイル天乘
馬ズボン一、黒スキー帽子一、黒兵兎帶一、布製
地下足袋一

五 所持金 ナ シ

六 死亡年月日 昭和十六年二月十一日午後十時頃

七 死亡ノ場所 苫前郡羽幌町南二條三丁目三十六番地先街路
上

八 假埋葬ノ場所 羽幌町一線共同墓地

心當リノ向ハ直接該町長宛照會相成度

昭和十六年六月三日印刷
昭和十六年六月三日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所